

三木町告示第46号

三木町産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月19日

三木町長 伊藤 良春

三木町要綱第13号

三木町産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱

三木町産後ケア事業実施要綱(平成28年三木町要綱第12号)の一部を次のように改正する。

第16条を第18条とし、第15条の次に次の2条を加える。

(安全管理体制)

第16条 受託医療機関等は、香川県が作成した安全管理マニュアル(以下「安全管理マニュアル」という。)を踏まえ、日ごろから緊急時における対応について、準備・対策を実施するものとする。

(事故及び損害の責任)

第17条 受託医療機関等は、業務により生じた事故及び損害においては、三木町に故意又は重過失のない限り、受託医療機関等がその負担と責任において対応するものとする。

2 受託医療機関等は、前項に規定する事故が発生したときは、安全管理マニュアルに基づき、直ちに必要な報告をしなければならない。

3 町長は、前項の規定に基づく報告があった事故のうち、死亡事故及び治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等の重大事案が発生したときは、安全管理マニュアルに基づき直ちに香川県を通じて国へ報告しなければならない。

様式第2号及び様式第4号を次のように改める。

様

三木町長

三木町産後ケア事業利用承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった三木町産後ケア事業の利用及び利用者負担額については、次のとおり決定したので、三木町産後ケア事業実施要綱第8条第2項の規定により通知します。

利 用 者	氏 名	
	子の氏名	
利 用 期 間	子の1歳の誕生日の前日まで	
利 用 日 数	・ 宿泊型（ショートステイ） 7日以内 ・ 日帰り型（デイサービス） 7日以内 ・ 訪問型（アウトリーチ） 7日以内	
世帯の区分		
利用者負担額	宿泊型（ショートステイ）	1日につき 円
	日帰り型デイサービス	1日につき 円
	訪問型（アウトリーチ）	1日につき 円

※三木町産後ケア事業を利用するときは、この三木町産後ケア事業利用承認決定通知書、三木町産後ケア事業利用票及び母子健康手帳を必ず掲示してください。

様

三木町長

三木町産後ケア事業利用者負担額変更通知書

年 月 日付けで申請のあった三木町産後ケア事業の利用者負担額については、次のとおり変更したので、三木町産後ケア事業実施要綱第8条第3項の規定により通知します。

利 用 者	氏 名	
	子の氏名	
利 用 期 間	年 月 日から子の1歳の誕生日の前日まで	
利 用 日 数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊型（ショートステイ） 7日以内 ・ 日帰り型（デイサービス） 7日以内 ・ 訪問型（アウトリーチ） 7日以内 	
世帯の区分		
利用者負担額	宿泊型（ショートステイ）	1日につき 円
	日帰り型（デイサービス）	1日につき 円
	訪問型（アウトリーチ）	1日につき 円

※記載されている利用期間に三木町産後ケア事業を利用するときは、この三木町産後ケア事業利用者負担額変更通知書、三木町産後ケア事業利用票及び母子健康手帳を必ず掲示してください。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。